

## 選挙規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第14条及び第22条に基づき、理事、監事、審議員の選挙を円滑に行うために定めるものとする。

(選挙管理委員会の設置)

第2条 当法人は選挙を行うために、選挙管理委員会を置く。

2 選挙管理委員会は、理事、監事及び審議員の選挙を管理、運営することを目的とする。

3 選挙管理委員長及び委員は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

4 選挙管理委員は、10名以内の委員をもって構成し、任期は次期選挙管理委員の任命までとする。

5 選挙管理委員は、立候補者及び立候補者の推薦人になることはできない。

(選挙管理委員会の業務)

第3条 選挙管理委員会は、次の業務を行う。

(1) 選挙告示

(2) 立候補届の受理、立候補者の公示

(3) 選挙人名簿の整備

(4) 投票及び開票の管理、投票の有効と無効の判定

(5) 当選の確認及び会員への報告

(6) 理事当選者の招集

(7) その他選挙に必要な事項

(選挙権・被選挙権)

第4条 選挙権及び被選挙権は、投票日より3ヶ月以上前から正会員であった者が有する。理事の被選挙権は連続5期を超えて有することはできない。

(選挙の告示)

第5条 選挙の告示は、次の事項を明示して投票日の60日以前に行わなければならない。

(1) 立候補受付期間(14日間)

(2) 投票日

(3) 投票受付期間(投票日から起算して7日間)

(4) 開票日(投票日から30日以内)

(5) その他必要事項

(立候補)

第6条 理事、監事、審議員になろうとする者は、立候補受付期間内に選挙管理委員長に届け出るものとする。ただし重複立候補はできない。

2 立候補者が定款に満たない場合は無投票とする。理事会は定数に不足する候補者を定員内で推薦することができる。

(選挙公報)

第7条 選挙公報は、次の事項を明示して投票日の14日以上前に出さなければならない。

(1) 理事、監事、審議員の立候補者の氏名、略歴、抱負、推薦者氏名(2名)

ただし立候補者は、他の立候補者の推薦人になることはできない。

同一推薦人は、理事、審議員については各々2人まで推薦することができる。また、監事の推薦については、1人とする。

(2) その他必要事項(選挙方法等)

2 選挙(告示・公示・投開票)は、次期総会開催日の1ヶ月前までに完了しなければならない。

(投票及び開票)

第8条 投票は無記名とし、選挙管理委員会が定める様式を用いて行うこととする。

2 記名方法は、以下のとおりとする。

(1) 理事の投票は、10名以内の連記投票とする。

(2) 監事の投票は、単記投票とする。

(3) 審議員の投票は、10名以内の連記投票とする。

3 開票にあたっては、立候補者の求めがあれば、選挙管理委員会が選任した立会人を置くことができる。

(当選者の決定)

第9条 当選者は、有効投票の最多数を得た者から順次定める。最終順位当選者の得票が同数の場合は、選挙管理委員会が抽選で当選者を決める。

2 立候補者が定数に満たない場合は、無投票当選とする。理事会推薦による候補者は無投票当選とする。

3 理事、監事に欠員が生じた場合は、次点者があれば次点者をもって、又次点者がいない場合は、補欠選挙によってこれを補うことができる。

(理事当選者会議)

第10条 選挙管理委員長は、次期総会までに理事当選者を招集する。

2 理事当選者会議は、原則として直近の理事会当日を開催日とし、会長、副会長、常任理事候補者の互選による選出を議題として開催する。

(改廃)

第11条 この規程は、理事会の議決を経て変更することができる。

付 則

この規程は、平成21年12月6日より施行する。